令和8年度第1回羽曳野市こども夢プラン推進委員会　会議録

日時：令和8年9月25日（金）　午後2時～午後3時30分
場所：羽曳野市役所　別館3階会議室
出席者：田辺委員長、山本勝也委員、鴻村委員、前田委員、東田委員、鳩野委員、保田委員、
　　稲岡委員、近藤委員、山本俊明委員、奥田委員、田畑委員、久保委員
欠席者：阿川副委員長、石戸委員、風呂谷委員、田中昌之委員、内本委員、林委員、田中佐由美委員、
　　井上委員、齋藤委員

1. 開会

2. 就学前教育・保育及び地域子ども子育て支援事業並びに分野別施策に係る事業の令和 7 年度実績報告について
●事務局から説明
〇質疑・意見
（委員長）
　分野別施策に係る進捗管理については、C評価やD評価となっているものもありますが、全体的にはA評価もしくはB評価というところで、順調に進んでいると評価できるかと思います。もちろん計画に対して進捗が芳しくないものについては、対策は必要だと思いますが、市としての強みを打ち出していくというところで、「学校給食費支援事業」と「多子世帯保育料軽減事業」の2つを挙げていただきました。そういった市独自の取り組みを委員の方にも知っていただきたいと思いますし、また、市としてもアピールしていくことが大切かと思います。

3. こども・若者の意見聴取状況について
●事務局から説明
〇質疑・意見
（委員）
　食育のことに関して質問ですが、「献立コンテスト」の対象は小学校4～6年生と中学校 1・2年生になるのでしょうか。
⇒（事務局）
　はい。対象はそのようになります。
⇒（委員）
　ありがとうございます。今年、小学1年生になるこどもがおりまして、朝ごはんを食べないお友達もいるという話も聞きます。このくらいの年齢から、もう少し「食」に対する知識やなぜ「朝ごはん」を食べないといけないのかということを、簡単なところからで良いので、何か知れる対策をしていただけると、保護者も助かるのではないかと思います。「献立コンテスト」についても、対象が高学年からだけではもったいないと思いました。

（委員）
　私自身、少年サッカーチームの運営をおこなっており、遠征や合宿に行くたびに食事をとります。チームの方針として、「出された食事はきちんと残さず食べましょう。」としていますが、野菜を食べないこどもが圧倒的に多く、朝ごはんを食べない、食べ終わるまでにすごく時間がかかることもあります。野菜を食べさせないご家庭もあり、「野菜を食べさせられるんだったら、合宿には参加しません。」という極端なことを言うご家庭もあります。そう言われると、非常に悩むところですが、チームの方針もあるのでなるべく食べさせるようにはしています。ただ、私たちが携われるのは、遠征や合宿などのイベントの時だけなので、こども達が大人になった時に困らないように、親への教育から始めないといけないのではないかと思います。もし可能であれば、行政の方でも何か機会を設けていただければと思います。

（委員）
　私の孫、小学生2人の話ですが、朝ごはんはロールパンのみで、牛乳かお茶を飲む程度です。朝ごはんには野菜や果物をきっちりとるようにお話されているご家庭もあるかと思いますが、あれこれ食べなさいと言うと、孫たちはかえって食べてくれません。朝ごはんには向かないものであっても、食べられるものを食べさせていくと、そのうち何でも食べてくれるようになるのではないかと思っています。

（委員）
　朝ギリギリに起きて、朝ごはんを食べる時間がなく、そのまま登園するこどもさんも結構いらっしゃいます。しっかり体を動かして遊ぶには、エネルギーが必要ですので、朝ごはんを食べることはすごく大事だと思います。お昼に給食を食べてから、すごく元気になるこどもさんもいますので、やはり「しっかり食べる」ということは大事かと思います。

（委員）
　食べるということは自身の体を作っていくことだと考えていて、例えば、朝ごはんにロールパンや糖分の高いものを食べると血糖値の急上昇につながり、血糖値を下げるためにエネルギーを消費するので、学校生活のなかで、2時間目あたりになったら眠たくなってしまい、授業に集中できなかったり、集団の生活に馴染めなくなったりします。お子さんはどうしても好きなものを食べたがりますが、「君たちの体は食べたものがそのまま体になっていくから、おかずやご飯、色々なものを食べることで強い体をつくっていってあげるんだよ。」と教え、導いてあげられたら良いかなと思います。統計的にも、乳幼児期に食べたものがそのまま成人病にも繋がっていくという話もありますので、お子さんが10代・20代・30代になった時のことをイメージしながら、色々なものから栄養摂取できるような体に作っていってあげるのが、大人の使命なのではないかと思います。

（委員）
　小学2年生のこどもがいますが、最近の子は習い事も多いので、必然的に寝る時間が遅くなり、朝起きても眠たくて食べられないと、悪循環になっているように思います。ご飯や具沢山の味噌汁など

いろいろと準備しても、食べるのにすごく時間がかかったり、食べなかったりするので、本人に何を食べたいか決めさせることにしました。基本はご飯ですが、「ちょっと美味しそうなパンを買ってきたけど、どうする？」というように本人に決めさせると、本人も決めた手前、「食べないといけないか…」という感じで食べてくれます。他のご家庭の方に聞いても、食べるのが遅いから、時間がなくて食べられないといった話をお伺いするので、色々と考えて、あの手この手で食べさせるようにしています。

（委員長）
　ありがとうございます。ご本人に決めるように促すというのは、まさにこの「こどもの意見」を聞くというところに通じる部分があるかと思います。もちろん色々なご家庭のお考えがあるかと思いますが、今日のこの議論にも繋がるなと思い、聞かせていただきました。複数の委員からご意見が出るくらい、「食」については問題意識があるところかと思います。抜本的な解決策の提示は難しいかと思いますし、食育・給食課や教育・保育現場の方でも既に取り組まれていることもあるかと思いますが、こどもに対してのアプローチをはじめ、今議論にありましたご家庭に対しても何らかの働きかけをする必要性はあるように感じました。

4．就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について
①さかとがはらこども園の利用定員の変更について
●事務局から説明

②乳児等通園支援事業の利用定員の設定について
●事務局から説明
〇質疑・意見
（委員長）
　ありがとうございます。ここで本議題について、本日ご欠席の副委員長からご意見を頂戴しておりますので、紹介させていただきます。
　「今回、民間事業者として初めて乳児等通園支援事業を開始していただけることは大変喜ばしいことである。令和8年4月から本事業を開始している子育て支援センターむかいのは、市の西部に位置しているため、市の中部や東部にお住まいの方にとっては、利用しやすくなるものと考えている。余裕活用型ということもあり、通常保育の運営に与える影響を最小限とするべく、9時から11時までという2時間枠を設定しているものと推測している。一方で、利用者目線で考えると、長時間預けたいニーズもあると思われるため、乳児等通園支援事業の運営に慣れてきたら、開所時間を延ばしていただけるとありがたい。また、子育て支援センターむかいのでは、午後よりも午前の方が利用者が多いということをお聞きしたので、アンケート等を実施して、午前に利用する人の傾向を把握・分析してもらいたい。夢プラン上、令和11年度まで確保量を増やすこととなっており、実施箇所を増やしていく必要があると考えているため、民間事業者へアプローチする際にその分析を活用してもらいたい。」

（委員）
　高屋保育学園が 9 時から11時の時間枠の中で実施されることはすごく良いことだと思っています。

こども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的としていますので、親御さんたちが、様々な働き方の中でこどもを預けたいというニーズがあることを前提に話が進んでいると思いますが、色々な時間に、様々な月齢のこどもが断続的に来るような状況になると、担当するスタッフへの負担がとても気になります。本制度を初めて実施するということになると、そもそも保育士の人数が少なかったり、ピークタイムに必要な人員が足りていないというような状況も考えられますので、やはり最初はスモールスタート、9 時から11時の 2 時間で実施されて、運営に慣れてきたら状況を分析し、これから先どうしていけばいいかということを考えていただければと思います。

（委員）

本制度については、利用したい方が大勢いらっしゃるのでしょうか。状況を教えてください。

⇒（事務局）

現状は、4月から公立施設1ヶ所で開始しております。利用延べ人数を申し上げますと、月によって開所日数に差がありますが、4月は37人、5月は63人、6月は83人、7月は99人、8月は74人で、この他、毎月数人程度、市外からの利用者もいらっしゃる状況です。夏休み期間に少し利用者数が少なくなりましたが、制度が少しずつ浸透してきているように思っております。ただ、すべての利用時間枠が埋まっているということではなく、午前中の利用希望者が比較的多く、午後の利用時間には空きがあるという状況です。1ヶ月の利用時間が10時間という制限がありますので、月末に駆け込みのような形で利用者が急に増加したりという傾向が少しずつ見えてきたところです。

⇒（委員）

ありがとうございます。もっと浸透すれば、まだまだ利用者は増えると思いますので、ぜひ頑張っていただければと思います。個人的な話になりますが、私自身、主任児童委員をさせていただいており、毎月1回子育てサロンを実施し、お母さんたちがこどもを連れて遊びに来てくれる場を設けています。他の民生委員の方と一緒におこなっているイベントですが、私は古市南が担当なので、月ごとに古市南小学校でも高屋保育学園の先生方に来ていただき、紙芝居など、イベントも実施していますので、上手くコラボしてやっていただけたらすごく嬉しく思います。

⇒（委員長）

ありがとうございます。既存の取り組みの中で上手く繋がることができると、乳児等通園支援事業のアピールにもなりますし、子育てサロンの充実にも繋がっていくのではないかと思います。そういうことが少しずつ出てくると、市全体として発展していくように思います。

（委員）

保育園の入園手続きの際に「0・1・2 歳はすごく多くて入れません。」と市の担当者に言われたことがあります。今は共働きが主流になってきているので、0・1・2 歳は一番預けたいと思うところではないかと思います。その中で、本制度の 10 時間というのはすごく短いと感じており、時間の使い方が難しいと思われるご家庭もあるのではないかと思います。今後、もう少し利用ができる時間が増えれば良いなと思いました。

⇒（委員長）
　ありがとうございます。月に 10 時間しか利用できないのは短いと全国的にも言われている一方で、羽曳野市の現状としても、仮に 10 時間以上の設定をすると、受け入れ先の問題で、こどもを受け入れられなくなるということもあるので、国としては、ひとまず全てのこどもが利用できるように 10 時間の設定で制度を開始して、地域によって余裕があれば、自治体の裁量で時間を増やすことを検討され、もしかしたら将来的には国の基準も上がる可能性はあるかもしれません。羽曳野市において 10 時間以上の設定を検討するのであれば、受け入れ先を開拓することも必要となるように思います。

（委員）
　こどもを受け入れた事業者にはどのような利点があるのか教えてください。
⇒（事務局）
　本制度はいわゆる給付制度となっており、国からの給付金と市民の方の利用料で運営が成り立つという仕組みになっております。運営側にとって、利用者が多いほど国から入ってくる給付金は多くなりますが、その分運営体制を整えないといけないので、そのバランスは非常に難しいところかと思います。例えば、本制度を利用することでその園の雰囲気を感じ取っていただき、今後の入園に繋がるような体験をしていただけるということもメリットとして挙げられるかと思います。また、地域の子育て支援という観点からも、公立・民間に関わらず、園が在園児以外の地域の保護者と繋がりを持つことは、大変重要なことだと考えております。
⇒（委員）
　ありがとうございます。今回初めて高屋保育学園が手を挙げられたということですが、今後これに続く事業者が出てくるのか、動向を注視していきたいと思います。
⇒（事務局）
　補足説明させていただきますと、手続きはこれからという部分が多いですが、本制度につきましては他の事業者からも認可に向けたご相談をいただいておりますので、さらに事業所を拡充していけるように働きかけていきたいと思っています。

③保育提供体制の確保のための実施計画（乳児等通園支援事業）について
●事務局から説明

④乳児等通園支援事業に関する文言追記について
●事務局から説明

⑤令和 8 年度就学前教育・保育施設整備交付金について
●事務局から説明

５．その他
●事務局から最新版の子育てガイドブックについて説明

（委員長）
　議題全体を通して、ご意見ご質問、あるいは、本日の議題以外の内容でも、この場でご発言いただける内容がありましたら、お願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

〇質疑・意見
（委員）
　行政の中でこれだけたくさんの取り組みをやっていただいていますが、こういう会議の場に入って初めて知ることがたくさんあり、少し PR が下手だと感じています。もっと多くの人が知っていれば、活用してもらえるものもあるように思います。例えばですが、広報やインターネットだけではなく、各民間団体へ直接PRに行くといったような取り組みも必要ではないかと思います。
⇒（事務局）
　ありがとうございます。情報発信がまだまだ不足しているということで、昨年度から全庁的に戦略広報プロジェクトを開始し、市のホームページやLINE以外にも PRTIMES といった媒体も活用し、各課で積極的な情報発信に取り組んでいます。以前よりも様々な場所で取り上げていただけている実感はありますが、必要とされている方に情報が届いていないケースもあるかと思いますので、各団体への直接的なアプローチなど、積極的に取り組んでいきたいと思います。委員の皆様にご協力いただけることがありましたら、ご意見やアドバイスをいただければ幸いです。
⇒（委員）
　主任児童委員の会議は毎月開催していますので、もしよければPRに来てください。

（委員）
　昨今、いわゆるこどもへの性暴力がマスメディア等でよく取り上げられ、先生方も苦労されていることかと思います。教員が児童を撮影し、それを教員同士が共有し合うような事件や、乳幼児に対する性犯罪事件が取り沙汰されている中で、こども家庭庁は年末までに、教育・保育施設等の責任者に対し、専門のシステムを構築し、全職員並びにこれから採用する職員に対し、性犯罪歴の有無を確認するよう求めています。それとは別に保育士資格や幼稚園教諭免許が過去に失効されていないかどうか、それぞれ全てチェックして雇用することが求められています。一方で、もし職員の中で犯罪歴があった場合でも、労働基準法の関係で簡単に辞めさせることはできないので、配置転換をする必要がありますが、規模の小さな保育園ではその対応も難しく、全国の保育園・こども園は法施行に向けた検討に苦慮しているところです。性犯罪歴のある者がこどもに関わる仕事に就けないよう、国において法整備を進めることが先のように思いますが、現場の職員がこども達の健やかな成長を全力で見守っていくため、そういった対応が必要であるということをご認識いただければと思います。

⇒（委員長）
　ありがとうございます。本件に関しては、大学でも対応が必要であり、教育関係の資格を取得する際、性犯罪歴について学生本人に誓約をさせた上で、実習に行かせています。また、来年度からは入学の段階で性犯罪歴があれば、資格免許を取得できないことを示した上で、誓約をさせるようになります。委員からもありましたこどもの人権を守るという点では、社会状況的にそのような対応が必

要となることを、認識していかないといけないと思っています。

６．閉会